

不適正な経理の調査について

1 調査対象機関

全部局の地方機関（県立学校を含む。）

2 当面の調査対象経費

「需用費」及び企業会計「需用費に相当する節」

3 調査対象年度

平成15年度から平成19年度まで（5年間）

4 調査スケジュール

当面年内を目途に不適正な金額の確定を行う

5 調査方法

地方機関で調査対象となる物品の一覧表を作成した上で、物品納入業者の協力を得て聞き取りなどをし、一覧表と突合